

『障害者の職場適応・職場定着を図るための助成金を知りたい』

障害者雇用安定奨励金

障害者の職場適応・職場定着を図るため、障害者を雇入れ、その障害者を支援する者を配置する又は特に職場定着に困難を抱える障害者に対し計画に基づく支援を行う事業主等に対して奨励金を支給します。

障害者職場定着支援奨励金

対象となる方

新たに障害者を雇入れ、職場支援員（※1）を配置する（※2）事業主

※1 対象労働者の業務の遂行に関する必要な援助及び指導を行う者であり、一定の要件に該当する者をいいます。

※2 職場支援員を雇用、業務委託又は委嘱のいずれかにより配置することをいいます。

支援内容

■ 助成額

支給額は以下のとおり。

6か月ごとに支給し、支給対象期間は2年間（精神障害の場合は3年間）。なお、支援員の配置方法により、支援できる障害者数、支援の内容等に要件があります。

① 雇用又は業務委託により職場支援員を配置する場合、対象労働者1人当たり1月につき次表のとおり。

※なお、1人の職場支援員が支援できる障害者数には上限があります。

対象労働者		支給額
中小企業以外	短時間労働者以外	3万円
	短時間労働者	1.5万円
中業企業	短時間労働者以外	4万円
	短時間労働者	2万円

② 委嘱により職場支援員を配置する場合

委嘱1回につき10,000円

■ 申請窓口

都道府県労働局又はハローワーク

ご利用方法

対象労働者の雇入れ又は職場支援員の配置のいずれか遅い日から3か月を経過する日までに、受給資格認定申請書に必要書類を添付し、事業所の所在地を管轄する都道府県労働局又はハローワークに提出し、認定を受けて下さい。

受給資格認定後は、6か月ごとの支給対象期の末日の翌日から起算して2か月以内に、支給申請書に必要書類を添付し、事業所の所在地を管轄する都道府県労働局又はハローワークに提出します。

お問い合わせ先

公共職業安定所（ハローワーク）又は都道府県労働局

URL（ハローワーク）：<http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>

URL（労働局）：<http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/>

訪問型適応援助促進助成金、企業在籍型職場適応援助促進助成金

対象となる方

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構地域障害者職業センターが、障害者の職場適応の観点から課題を解決するために必要とする支援内容や程度を勘案して作成又は承認した職場適応援助者による支援の計画（以下「支援計画」という。）があり、これに基づき職場適応援助者による支援を提供する以下の事業主

① 訪問型職場適応援助促進助成金の対象

障害者の就労支援に係る一定の実績があり、他の企業に雇用されている障害者に対して、支援計画に基づき、職場適応援助者による支援を提供する事業主

② 企業在籍型職場適応援助促進助成金の対象

自社において職場適応援助者を雇用し、同じく自社において雇用する障害者に対して、支援計画に基づき、職場適応援助者による支援を提供する事業主

支援内容

■ 助成額

① 訪問型 支援実施1日あたり 16,000円（1日の支援時間が4時間未満の場合、8,000円）

② 企業在籍型

対象障害者1人につき1月当たりの支給額は次の表のとおり。

企業規模	対象労働者	支給額
大企業	短時間労働者以外	6万円
	短時間労働者	3万円
中業企業	短時間労働者以外	8万円
	短時間労働者	4万円

※ 短時間労働者とは、1週間の所定労働時間が他の労働者と比べ短く、かつ30時間未満である者をいいます。

③ 支援の実施のために新たに職場適応援助者を養成し、一定の要件を満たした場合、養成研修受講料の1/2を助成

■ 申請窓口

都道府県労働局又はハローワーク

ご利用方法

訪問型職場適応援助促進助成金の場合、遅くとも各年度において初めて助成金の支給を受けようとする支援計画の開始日の2週間前までに、受給資格認定申請書に必要な書類を添付し、事業所の所在地を管轄する都道府県労働局又はハローワークに提出し、認定を受けてください。

企業在籍型職場適応援助促進助成金の場合、支援計画の開始日から3か月以内に受給資格認定申請書に必要な書類を添付し、事業所の所在地を管轄する都道府県労働局又はハローワークに提出し、認定を受けてください。

いずれの助成金についても、受給資格認定後は、支給対象期の末日の翌日から起算して2か月以内に、支給申請書に必要な書類を添付し、事業所の所在地を管轄する都道府県労働局又はハローワークに提出します。

お問い合わせ先

公共職業安定所（ハローワーク）又は都道府県労働局

URL（ハローワーク）：<http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>

URL（労働局）：<http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/>